

●通所リハビリテーション加算一覧

令和6年6月1日より

むくげのいえでの加算項目

加算項目	内 容	算定単位	自己負担1割 (×11.1/10)
入浴介助加算(Ⅰ)	入浴介助を適切に行うことができる人員及び設備を有して、入浴介助を行う。 ※(Ⅰ)と(Ⅱ)は併算定不可	40単位/日	45円/日
入浴介助加算(Ⅱ)	○医師、理学療法士、作業療法士、介護福祉士、介護支援専門員等(以下「医師等」)が利用者の居室を訪問し、浴室での利用者の居室の浴室が、利用者自身又は家族等の介助により入浴を行うことが難しい環境にある場合は、訪問した医師等が、介護支援専門員・福祉用具専門相談員と連携し、福祉用具の貸与・購入、住宅改修等の環境整備に係る助言を行う。○利用者の居室を訪問した医師等と連携の下で、利用者の身体の状況や訪問により把握した利用者の居室の浴室の環境等を踏まえた個別の入浴計画を作成する。○入浴計画に基づき、個浴その他の利用者の居室の状況に近い環境にて、入浴介助を行う	60単位/日	67円/日
短期集中個別リハビリテーション実施加算	個別リハビリテーションを実施、下記リハビリマネジメント加算を算定している。 (初回認定日・退院日から3か月間)	110単位/日	123円/日
リハビリマネジメント加算 イ 6ヶ月以内	リハビリ会議を1か月に1回開催し、会議内容を記録、リハ計画を説明し同意を得る、(理学療法士、作業療法士、言語聴覚士が説明)通所リハビリの医師が指示を行い、リハビリ計画を定期的に評価・見直し、介護関係者に生活上の留意点、工夫などの情報伝達を行い、利用者宅を訪問して各種検査をした場合	560単位/月	622円/月
リハビリマネジメント加算 イ 6ヶ月超		240単位/月	267円/月
リハビリマネジメント加算 ロ 6ヶ月以内 LIFE	イの要件に加え、利用者毎のリハビリテーション計画書等の内容を厚生労働省に提出し、リハビリテーションの提供にあたって、当該情報その他リハビリテーションの適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること(LIFEへのデータ提出とフィードバックの活用)	593単位/月	659円/月
リハビリマネジメント加算 ロ 6ヶ月超 LIFE		273単位/月	304円/月
リハビリマネジメント加算 ハ 6ヶ月以内	リハビリ会議を1か月に1回開催し、会議内容を記録、リハ計画を説明し同意を得る、(医師が説明)通所リハビリの医師が指示を行い、リハビリ計画を定期的に評価・見直し、介護関係者に生活上の留意点、工夫などの情報伝達を行い、利用者宅を訪問して各種検査をした場合	830単位/月	922円/月
リハビリマネジメント加算 ハ 6ヶ月超		510単位/月	567円/月
リハビリマネジメント加算 (新設)	事業所の医師が利用者又はその家族に説明し、利用者の同意を得た場合	270単位/月	300円/月
生活行為向上リハビリテーション実施加算	○生活行為の充実を図るための専門的知識若しくは経験を有する、作業療法士、理学療法士、言語聴覚士を配置してリハ計画を実施。○当該事業所の医師又は医師の指示を受けた理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が利用者の居室を訪問し、生活行為に関する評価を概ね1月に1回以上実施すること	3月以内 1,250単位/月	1,388円/月
栄養アセスメント加算 LIFE	○当該事業所の従業者として又は外部との連携により管理栄養士を1名以上配置していること ○利用者ごとに、管理栄養士、看護職員、生活相談員その他の職種の方が共同して栄養アセスメントを実施し、当該利用者又はその家族に対してその結果を説明し、相談などに必要に応じて対応すること。○利用者ごとの栄養状態等の情報を厚生労働省に提出し、栄養管理の実施にあたって、当該情報その他栄養管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること ※口腔・栄養スクリーニング加算1、栄養改善加算との併算定不可	50単位/月	56円/月
栄養改善加算	栄養改善サービスの提供にあたって、管理栄養士が必要に応じ居室を訪問する(※原則3ヶ月以内、月2回を限度) ※栄養アセスメント加算、口腔・栄養スクリーニング加算との併算定不可	200単位/回	222円/回
口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)	当該事業所の従業者が、利用開始時及び利用中6ヶ月ごとの利用者の口腔の健康状態及び栄養状態について確認を行い、当該情報を利用者を担当する介護支援専門員に提供していること ※栄養アセスメント加算、栄養改善加算及び口腔機能向上加算との併算定不可	20単位/回	23円/回
口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)	利用者が、栄養改善加算や口腔機能向上加算を算定している場合に、口腔の健康状態と栄養状態のいずれかの確認を行い、当該情報を利用者を担当する介護支援専門員に提供していること。※栄養アセスメント加算、栄養改善加算又は口腔機能向上加算を算定しており加算(Ⅰ)を算定できない場合にのみ算定可能(6月に1回を限度)	5単位/回	6円/回
口腔機能向上加算(Ⅰ)	歯科衛生士等が口腔機能改善のための計画を実施した場合(月2回まで原則3か月)	150単位/回	167円/回
口腔機能向上加算(Ⅱ) イ (新設)	歯科衛生士が月2回以上口腔衛生の管理をした場合(月2回を限度とする)	155単位/回	172円/回
口腔機能向上加算(Ⅱ) ロ LIFE	口腔機能向上加算(Ⅰ)の取り組みに加え、口腔機能改善管理指導計画等の情報を厚生労働省に提出し、口腔機能向上サービスの実施にあたって当該情報その他口腔衛生の管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること(LIFEへのデータ提出とフィードバックの活用) ※原則3ヶ月以内、月2回を限度 ※(Ⅰ)と(Ⅱ)は併算定不可	160単位/回	178円/回
若年性認知症利用者受入加算	若年性認知症利用者ごとに個別に担当者を決め、その者を中心に、当該利用者の特性やニーズに応じたサービスを行なった場合	60単位/日	67円/日
中重度者ケア体制加算	○算定日の3ヶ月前の利用者総数のうち要介護3以上の占める割合が30%以上 ○看護職員または介護職員を常勤換算法で2以上追加で配置している	20単位/日	23円/日
重度療養管理加算	1時間以上2時間未満の利用者以外で要介護3～5であって、別に厚生労働大臣が定める状態であるものに対して、医学的管理のもと、通所リハビリテーションを行った場合	100単位/日	111円/日
退院時共同指導加算(1回につき) (新設)	理学療法士等が医療機関の退院前カンファレンスに参加し、共同指導を行うこと	600単位/回	666円/日
理学療法士等体制強化加算(1時間以上2時間未満)	セラピストが専従かつ常勤2名以上	30単位/日	34円/日
リハ提供体制加算(3時間以上4時間未満)		12単位/日	14円/日
リハ提供体制加算(4時間以上5時間未満)		16単位/日	18円/日
リハ提供体制加算(5時間以上6時間未満)		20単位/日	23円/日
リハ提供体制加算(6時間以上7時間未満)		24単位/日	27円/日
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	○当該事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士が70%以上、または勤続10年以上の介護福祉士が25%以上のいずれかに該当すること	22単位/日	25円/日
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	○当該事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士が50%以上	18単位/日	20円/日
サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	○当該事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士が40%以上、勤続7年以上30%以上のいずれかに該当すること	6単位/日	7円/日
介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (新設)	所定単位数×86/1000		※ 全算定単位の8.6%
通所リハ送迎減算(片道)	事業所が送迎を行わない場合	-47単位	-53円/回
科学的介護推進体制加算 LIFE	○利用者ごとのADL値、口腔機能、認知症の状況その他の心身の状況等に係る基本的な情報を厚生労働省に提出していること。必要に応じてサービス計画を見直しなど、サービスの提供に当たって、上記の情報その他サービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用していること	40単位/月	45円/月

●その他施設利用料金一覧(税込)

費 目	金 額	内 容
食 費	800円/日	施設で提供する昼食代
おやつ代	165円/日	施設で提供するおやつ代
特 別 食	別途実費	年4回行う特別食(イベント食)
レクリエーション費	実費	クラブ活動に参加される方のみ
オムツ使用料	275円/枚	紙おむつ テープ式 (M/Lサイズ)
	330円/枚	リハビリパンツ (M/Lサイズ)
	165円/枚	尿取りパッド (M/Lサイズ)
オムツ廃棄料	44円/枚	持ち込まれたオムツの廃棄代

※上記の金額は、実際の精算時には端末処理により若干の金額の違いが生じますのでご了承下さい

むくげのいえ 通所リハビリテーション